

石巻市地域互助活動促進事業

石巻市では、地域共生社会の実現に向けた取り組みや次世代型地域包括ケアを推進するため、市民主体の団体が身近な地域において、高齢者、障害者、子ども等を対象に行う日常生活上の助け合い活動に対し助成金を交付します。



助成対象事業（原則月1回以上実施すること）

区分	内容	活動例	限度額 (年額)
送迎支援	通院、買物、社会参加等で、交通手段の確保に日常的に困っている高齢者、障害者等の車両による送迎（買物支援のための送迎を含む）※送迎活動を通じた地域のコミュニティづくりに努めること	<ul style="list-style-type: none"> 集いの場、通いの場への送迎 コミュニティ・カーシェアリング活動 通院、買物ツアー、余暇活動等のための乗り合いによる送迎 	12万円
買物支援	買物等で、交通手段の確保に日常的に困っている又は生活物資の調達が困難なため、配慮が必要な方に対する互助的な支援	<ul style="list-style-type: none"> 共同購入注文サポート 買物代行活動 生活物資の配達活動 日曜市、バザー等 	6万円
見守り・声かけ支援	訪問による見守り、声かけ活動により、安否確認、信頼関係の構築、ひきこもりの防止を図る活動※主体的な対象者把握に努めること	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な見守り、声かけ、訪問活動 孤立しがちな方への傾聴、安否確認 要配慮者等の社会参加促進活動 	6万円
交流・助け合い活動	地域の集会所等を活用した高齢者、子ども、障害者等による多世代交流（交流拠点における生活相談を含む）や、座談会、助け合い活動等	<ul style="list-style-type: none"> 多世代等の交流活動 交流活動の際に行う生活相談 地域生活上の課題を話し合う座談会 生活支援（ゴミ出し、清掃等） 地域の相談支援機関につなぐ活動 	6万円
複数事業に取り組む場合の総限度額			18万円

※1 ただし、上記と同様の内容で他の補助金の交付決定を受けている場合には、助成対象となりません。

※2 事業の実施月数が6カ月に満たない場合は、実施月数に応じ、限度額が変更になります。

※3 事業の実績額が限度額に満たない場合は、実績額が助成されます。



助成対象期間

3カ年度（1団体1事業につき）



助成対象団体

市内に活動の拠点を置き、市内で高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等を対象とした日常生活上の助け合い活動を行う団体（下記の要件を満たすこと）。

- 1 市民主体で、構成員が5人以上であること。
- 2 会則、規約等を有すること。



助成対象経費

会場費、消耗品費、印刷代、茶菓代、謝礼（車両運転手への謝礼除く）、保険料、郵送料、ガソリン代、車両賃借料、公共交通（船、バス、鉄道）費、身分証作成費、腕章・スタッフジャンパー購入費等



助成申請の方法

申請書に必要書類を添えて、下記窓口を持参してください。

必要書類

- 1 交付申請書（様式第1号）
- 2 事業計画書（様式第2号）
- 3 会則、規約等の写し
- 4 団体構成員名簿（※自治会、町内会は、役員及び事業従事者名簿でも可です。）

※交付申請書、事業計画書は下記窓口で配布しています。また、石巻市ホームページからダウンロードできます。

※郵送での受け付けは行っておりません。

【問合せ・申請窓口】

石巻市役所	健康部	包括ケア推進室	TEL	95-1111（内線 2573）
	河北総合支所	保健福祉課	TEL	62-2117
	雄勝総合支所	保健福祉課	TEL	57-2113
	河南総合支所	保健福祉課	TEL	72-2112
	桃生総合支所	保健福祉課	TEL	76-2111
	北上総合支所	保健福祉課	TEL	67-2113
	牡鹿総合支所	保健福祉課	TEL	45-2113

